平成２８年（フ）第２４８７号
東京都江戸川区南小岩８丁目17－８－101
破産者　取口　皓一
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４８８号
東京都江戸川区南小岩８丁目17－８－101
破産者　取口紀代子
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５０４号
東京都杉並区本天沼１丁目27－７－102
破産者　加藤　秀夫
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５４５号
東京都府中市晴見町３丁目11－６
破産者　村田由喜枝
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５５４号
東京都大田区中央８丁目26－17
破産者　立木　弘子
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５６９号
東京都練馬区豊玉中１丁目23－２－303
破産者　水橋　輝雄
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５９４号
東京都足立区保木間５丁目13－５－１
破産者　高栄堂こと　二村　高木
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５９５号
東京都足立区保木間５丁目13－５－１
破産者　二村トシヱ
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５９６号
埼玉県草加市谷塚町1427－１－109
破産者　二村　　信
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６１１号
東京都多摩市永山４丁目３－３－402
破産者　小野寺純悦
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６１３号
東京都板橋区高島平２丁目26－３－412
破産者　加々美　徹（旧姓操）
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６５１号
東京都江戸川区北小岩２丁目35－９
破産者　三角　優佳
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６５２号
東京都大田区多摩川２丁目24－26－2513
破産者　橋本　茂夫
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６７３号
東京都大田区仲池上２丁目４－12－102
破産者　寺内　慶子
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７０４号
北海道函館市千歳町10－１、開始決定時の住所東京都品川区中延６丁目３－21－306
破産者　浦田　智正
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７９０号
東京都杉並区高円寺北２丁目25－４－202、住民票上の住所東京都杉並区高円寺北２丁目25－４　大和方
破産者　松崎　常夫
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８０９号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目１－６
破産者　大橋　政明
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８１１号
東京都品川区西五反田４丁目11－９　サンムラカミ21番館　201
破産者　小田切健晴
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８２号
栃木県小山市駅南町５丁目９番８号　アンビション駅南106号室、前住所栃木県下都賀郡野木町大字野渡753番地１　ウイスタリア102号室
破産者　髙橋　邦和
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１号
栃木県矢板市中1049番地５
破産者　十実広通商こと　浪野　信子
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０号
栃木県鹿沼市緑町３丁目２番21号
破産者　橿淵　　晃
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３９号
栃木県佐野市堀米町1316番地２　ポリッシュメゾンＢ201
破産者　酉田　聡子（旧姓周藤）
1　決定年月日　平成28年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係